

記入例 1

退職後、新しい勤務先で特別徴収を継続する場合

例) ・年税額37,000円の場合
 ・令和6年9月30日退職
 ・9月分まで徴収済
 ・10月から新しい勤務先で徴収

令和6年							令和7年				
6月分		9月分			10月分		5月分				
4,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
13,000円 (前事業所での特別徴収)							24,000円 (新事業所での特別徴収)				

① (ア) 年税額：37,000円

② (イ) 徴収済額
 上段：6月から9月まで
 下段：13,000円

③ (ウ) 未徴収税額
 上段：10月から5月まで
 下段：24,000円

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

●異動（退職・転勤・休職など）があった場合には翌月の10日までに必ず提出してください。

山口市長宛 令和 年 月 日提出		〒753-8650 山口市亀山町2番1号	特別徴収義務者 指定番号 97123453
ふりがな 氏名又は名称 山口市子		かめやましょうじ 亀山商事	所属 人事部
個人番号 又は法人番号 1987654321098		担連 当務者 氏名 亀山太郎	電話 083-934-2735
給与 所得者 ふりがな 氏名 山口市子 (新姓)	特別徴収税額 (年税額) 37,000円	徴収済額 (イ) 13,000円	未徴収税額 (ウ) 24,000円
生年月日 T. ⑤ H 45 年 5 月 14 日	異動年月日 R 6 年 1 月 30 日	異動の事由 1. 退職	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 →①へ
個人番号 123456789102	異動の理由 右から 番号を 記入 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. 住所異動 8. その他 (事由・理由)	異動後の住所 山口市小郡下郷609番地	2. 一括徴収 番号を 記入 →②へ 3. 普通徴収 (本人納付) →③へ
受給者番号 9876	異動後の住所 同上	特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指定番号 60000001 (新規)	新しい勤務先には、月割額 3,000 円を 10 月分 (11 月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう (連絡済 未連絡) です。
1月1日 現在の住所 山口市小郡下郷609番地	担当 者連絡 先 氏名 鶴森 幸子	法人番号 2345678910123	受給者番号 1234
異動後の住所 同上	住所 〒754-1292 山口市阿知須2743番地	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1. 右から 番号を 記入	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1. 右から 番号を 記入
1月1日 現在の住所 山口市小郡下郷609番地	住所 〒754-1292 山口市阿知須2743番地	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1. 右から 番号を 記入	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1. 右から 番号を 記入
1月1日 現在の住所 山口市小郡下郷609番地	住所 〒754-1292 山口市阿知須2743番地	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1. 右から 番号を 記入	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1. 右から 番号を 記入
1月1日 現在の住所 山口市小郡下郷609番地	住所 〒754-1292 山口市阿知須2743番地	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1. 右から 番号を 記入	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1. 右から 番号を 記入

④異動年月日
：退職や休職した年月日を記入

⑤異動の事由
：該当の事由を番号で記入

⑥異動後の未徴収税額の徴収方法
：1 (特別徴収継続) を記入

⑦新しい勤務先へ確認済の場合は記入
：特別徴収を開始できる月及び納入期限
：月割額を連絡している場合は連絡済
を○で囲む
※納入期限とは納入月の翌月10日です。

⑧新しい勤務先の情報を記入